

建設業法（昭和二十四年法律第二百号）第二十九条第一項の規定による処分をしたので、  
次のとおり公告します。

令和八年二月六日

奈良県知事 山下 真

一 処分をした年月日

令和八年一月二十二日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番  
号

株式会社二隆建設

生駒郡斑鳩町稻葉車瀬一丁目一五一一

代表取締役 妻野ひかり

奈良県知事許可（般・特一七）第四四三五号

三 処分の内容

建設業法第二十九条第一項第七号の規定による許可の取消し

四 処分の原因となつた事実

株式会社二隆建設は、役員等の刑法（明治四十年法律第四十五号）違反による罰金  
刑の確定により、建設業法第八条第十二号に該当することとなつたにもかかわらず、  
事実と異なる内容を記載した建設業許可申請書を提出し、もつて不正の手段により同  
法第三条第一項の許可を受けました。

このことが、建設業法第二十九条第一項第七号に該当します。